

9 手当・助成金など

医療費助成

保険診療による自己負担分を助成します。

※保険外診療及び入院時食事療養費に係る標準負担額は、助成の対象になりません。

対象者	中学3年生までの児童
受給者証の交付	申請後交付します
助成方法	県内の病院では健康保険証と一緒に、受給者証を病院の窓口で提示してください。(窓口無料) 県外の病院では窓口で医療費を支払ってください。(窓口有料) ※県内の病院で受給者証を提示しないで受診したとき及び県外で医療費を支払ったときは、受診月の翌月以降に払い戻しの申請をしてください。申請時用意していただくものなど詳しくは保険年金課までお問い合わせください。

お問い合わせ 市役所駅北庁舎1階 保険年金課 ☎23-5732

児童手当

15歳到達後最初の3月31日までの児童(中学校修了前の児童)を養育している方に支給されます。

所得制限限度額の適用により、受給者の所得に応じて、受給額が異なります。

[手当額(月額)]

3歳未満	15,000円
3歳以上～小学校修了前	第1子・第2子…10,000円 第3子以降…15,000円
中学生	10,000円
特例給付(所得制限以上の場合)	5,000円

〈第〇子の数え方〉

18歳到達後最初の3月31日までの児童のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。

お問い合わせ 市役所駅北庁舎1階 保険年金課 ☎23-5732

補助制度

義務教育就学援助(私立小中学校除く)

経済的理由のため、小学校、中学校への就学が困難と認められる場合、学用品費、給食費、修学旅行費などの援助が受けられます。担任の先生にご相談ください。

お問い合わせ 市役所駅北庁舎3階 教育推進課 ☎23-5904

病後児保育^(※1)の利用料補助

市と病後児保育の実施に関する業務委託をした施設での病後児保育利用料を補助します。

[対象者] 次の条件をすべて満たす、病後児保育を利用した児童の保護者

- ① 市内に住所があり、居住していること
- ② 児童が保育園・認定こども園・小規模保育所等に在園中で、病後児保育の対象児である旨の医師の診断書があること
- ③ 市税などの税金や使用料などを滞納していないこと

[補助金の額] [多子世帯(18歳未満の児童を3人以上扶養する世帯)] 病後児保育利用料の全額(継続料、食費等除く)

[多子世帯以外の場合]

利用時間1時間あたり、800円を乗じて算出した額と、実際に施設に支払った病後児保育利用料の額のどちらか低い額(30分以上60分未満は0.5時間、30分以下切捨て) ※限度額 一つの傷病につき16,000円

[申請方法] 病後児保育を受けた日から起算して30日以内に、所定の申請書に領収書、診断書を添えて子ども支援課へ提出

お問い合わせ 市役所駅北庁舎3階 子ども支援課 ☎23-5958

(※1) 病後児保育とは病気の回復期で、医療機関に入院加療の必要はないが、安静を要するため、保育園に通園できないときに、一時的に保育するサービスです。

実施園 ポコデコキッズbocodecokids ☎21-4800 駅前キッズほっとママ ☎25-5280

貸付制度

生活福祉資金貸付制度

奨学金や他からの借り入れが困難な方が対象の貸付制度です。高校や大学、高等専門学校の入学に必要な経費、授業料等の貸付を行います。

お問い合わせ 多治見市社会福祉協議会 ☎25-1131(代)

